

三朝町告示第67号

平成25年第 6 回三朝町議会定例会を次のとおり招集する。

平成25年 8 月28日

三朝町長 吉 田 秀 光

1 期 日 平成25年 9 月 9 日 午前10時

2 場 所 三朝町議会議場

○開会日に応招した議員

清 水 成 眞

吉 田 文 夫

遠 藤 勝太郎

松 村 修

知久馬 二三子

杉 原 憲 靖

藤 井 克 孝

福 田 茂 樹

平 井 満 博

横 木 文 雄

山 田 道 治

牧 田 武 文

○応招しなかった議員

な し

第6回 三朝町議会定例会会議録（第1日）

平成25年9月9日（月曜日）

議事日程

平成25年9月9日 午前10時開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

- ・報告第7号 法人の経営状況について
- ・報告第8号 財政の健全化判断比率等について
- ・報告第9号 議会の委任による専決処分の報告について（三朝町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正）
- ・例月出納検査の結果報告について

日程第4 行政報告

日程第5 陳情の委員会付託

- ・陳情第14号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2014年度政府予算に係る意見書採択を求める陳情
- ・陳情第15号 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書採択」に関する陳情
- ・陳情第16号 年金2.5%の削減中止を求める陳情
- ・陳情第17号 消費税増税の凍結を求める陳情

日程第6 議案第55号 平成25年度三朝町一般会計補正予算（第4号）

日程第7 議案第56号 平成25年度三朝町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

日程第8 議案第57号 平成25年度三朝町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

日程第9 議案第58号 平成25年度三朝町温泉配湯事業特別会計補正予算（第1号）

日程第10 議案第59号 平成25年度三朝町下水道事業特別会計補正予算（第1号）

日程第11 議案第60号 平成24年度三朝町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第12 議案第61号 平成24年度三朝町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第13 議案第62号 平成24年度三朝町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

て

- 日程第14 議案第63号 平成24年度三朝町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 議案第64号 平成24年度三朝町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 議案第65号 平成24年度三朝町温泉配湯事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 議案第66号 平成24年度三朝町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 議案第67号 平成24年度三朝町集落排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第19 議案第68号 平成24年度三朝町分譲宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第20 議案第69号 平成24年度三朝町会計事務集中管理特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第21 議案第70号 平成24年度三朝町財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第22 議案第71号 平成24年度三朝町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 日程第23 議案第72号 平成24年度三朝町国民宿舎事業決算の認定について
- 日程第24 議案第73号 三朝町特別会計設置条例の一部改正について
- 日程第25 議案第74号 三朝町基金条例の一部改正について
- 日程第26 議案第75号 三朝町税条例の一部改正について
- 日程第27 議案第76号 三朝町国民健康保険税条例の一部改正について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- ・報告第7号 法人の経営状況について
 - ・報告第8号 財政の健全化判断比率等について
 - ・報告第9号 議会の委任による専決処分の報告について（三朝町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正）
 - ・例月出納検査の結果報告について
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 陳情の委員会付託
- ・陳情第14号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1還元をはかるための、2014年度政府予算に係る意見書採択を求める陳情
 - ・陳情第15号 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための

意見書採択」に関する陳情

- ・ 陳情第16号 年金 2.5%の削減中止を求める陳情
- ・ 陳情第17号 消費税増税の凍結を求める陳情

- 日程第 6 議案第55号 平成25年度三朝町一般会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 7 議案第56号 平成25年度三朝町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 8 議案第57号 平成25年度三朝町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 9 議案第58号 平成25年度三朝町温泉配湯事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第10 議案第59号 平成25年度三朝町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第11 議案第60号 平成24年度三朝町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 議案第61号 平成24年度三朝町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 議案第62号 平成24年度三朝町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 議案第63号 平成24年度三朝町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 議案第64号 平成24年度三朝町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 議案第65号 平成24年度三朝町温泉配湯事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 議案第66号 平成24年度三朝町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 議案第67号 平成24年度三朝町集落排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第19 議案第68号 平成24年度三朝町分譲宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第20 議案第69号 平成24年度三朝町会計事務集中管理特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第21 議案第70号 平成24年度三朝町財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第22 議案第71号 平成24年度三朝町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 日程第23 議案第72号 平成24年度三朝町国民宿舎事業決算の認定について
- 日程第24 議案第73号 三朝町特別会計設置条例の一部改正について
- 日程第25 議案第74号 三朝町基金条例の一部改正について
- 日程第26 議案第75号 三朝町税条例の一部改正について
- 日程第27 議案第76号 三朝町国民健康保険税条例の一部改正について

出席議員（12名）

1 番 清 水 成 眞

2 番 藤 井 克 孝

3 番 吉 田 文 夫

4 番 福 田 茂 樹

5 番 遠 藤 勝太郎

6 番 平 井 満 博

7 番 松 村 修

8 番 横 木 文 雄

9 番 知久馬 二三子

10番 山 田 道 治

11番 杉 原 憲 靖

12番 牧 田 武 文

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 ————— 石 井 秀 己 副主幹 ————— 小 椋 智 子

説明のため出席した者の職氏名

町長	—————	吉 田 秀 光	副町長	—————	森 脇 光 洋
教育長	—————	朝 倉 聡	国民宿舎事業管理者	—————	知久馬 孝 紀
会計管理者	—————	山 根 智 美	危機管理課統括監	—————	松 原 茂 隆
総務課長	—————	山 根 猛 昭	総務課参事	—————	吉 田 弘 幸
財務課長	—————	大 村 哲 也	税務課長	—————	石 原 伸 二
町民課長	—————	小 椋 泰 志	健康福祉課長	—————	前 田 敦 子
農林課長	—————	岩 山 靖 尚	企画観光課長	—————	椎 名 克 秀
建設水道課長	—————	早 苗 睦 巳	教育総務課長	—————	遠 藤 英 臣
生涯学習課長	—————	西 田 寛 司	生涯学習課参事	—————	松 原 照 宗
農業委員会事務局長	—————	真 嶋 峰 和	国民宿舎支配人	—————	小 椋 誠
教育委員会委員長	—————	西 田 醇	農業委員会会長	—————	山 本 雅 之
代表監査委員	—————	和 泉 澤 吉			

午前 10 時 01 分開会

○議長（牧田 武文君） ただいまの出席議員は 12 名であります。定足数に達しておりますので、

これより平成 25 年第 6 回三朝町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日届け出のあった欠席者は、議員、当局ともございません。以上、報告いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付しているとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（牧田 武文君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第 118 条の規定により、5 番、遠藤勝太郎議員、6 番、平井満博議員を指名いたします。

日程第 2 会期の決定

○議長（牧田 武文君） 日程第 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から 20 日までの 12 日間といたしたいと思いを。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧田 武文君） 御異議なしと認めます。よって、会期は、本日から 20 日までの 12 日間と決定いたしました。

12 日間の日程につきましては、お手元にお配りしている日程表のとおりといたしたいと思いを。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧田 武文君） 御異議なしと認めます。よって、12 日間の日程は、日程予定表のとおり決定いたしました。

日程第 3 諸般の報告

○議長（牧田 武文君） 日程第 3、諸般の報告を行います。

報告第 7 号、法人の経営状況について、報告第 8 号、財政の健全化判断比率等について、報告第 9 号、議会の委任による専決処分の報告（三朝町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正）について、町長から報告を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田 秀光君） 報告第 7 号、法人の経営状況について申し上げます。

この報告は、町が出資しております三朝町土地開発公社及び有限会社グリーンサービスの 2 つの法人について、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定に基づき、平成 24 年度における決算

の状況及び平成２５年度の事業計画並びに予算について、本議会に報告するものでございます。

報告第８号、財政の健全化判断比率等について申し上げます。

この報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項の規定に基づく平成２４年度の決算による健全化判断比率、並びに同法第２２条第１項の規定に基づく平成２４年度の決算による公営企業の資金不足比率の状況を本議会に報告するものでございます。

続きまして、報告第９号、議会の委任による専決処分の報告について申し上げます。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の名称の一部が改正されたことに伴い、同法を引用している三朝町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正することにしたものです。この案件は、議会の議決により委任された事項について専決処分をしたものでありまして、地方自治法第１８０条第２項の規定に基づき御報告申し上げるものであります。よろしく御理解を賜りたいと存じます。

○議長（牧田 武文君） 例月出納検査の結果報告について、監査委員から平成２５年７月分の報告書が提出されておりますので、閲覧願います。

日程第４ 行政報告

○議長（牧田 武文君） 日程第４、行政報告を行います。

吉田町長。

○町長（吉田 秀光君） 行政報告を申し上げます。

初めに、ラジウムの恩恵とキュリー夫人の遺徳に感謝する第５７回キュリー祭式典を８月４日にブランナールみささで開催いたしました。今年の式典には、在日フランス大使館のクリストフ・グゼリ原子力参事官御夫妻を初め、田中敏文部科学省研究開発局長など多数の方々に御出席いただき、半世紀を超えるキュリー祭の開催や、本町とフランス国との友好の歴史をたたえる御祝辞を賜りました。

また、南小学校６年生の谷本光さんと松田芹璃菜さんには、キュリー夫人の偉業に感謝する作文をフランス語と日本語で朗読していただきました。その中で、キュリー夫人の学問に対する態度を学びたい、今後もキュリー祭が長く続いてほしいといった強い願いを伝えていただきました。キュリー祭を迎えるたびに、次代を担う子供たちを町民みんなで支え、育てていくことの大切さを改めて認識するとともに、このような取り組みを今後も末永く続けていかなければならないと思っていますところであります。

次に、来年、開湯８５０年を迎える三朝温泉の開湯８５０年記念事業オープニングセレモニー

を7月27日に温泉広場で開催いたしました。このセレモニーは、今後3年間にわたって展開していく記念事業の開幕を宣言するとともに、三朝温泉再生に向けた思いを町内外に向けて広く情報発信するために開催したものです。セレモニーでは会場に本物の馬を登場させ、三朝温泉の発見にまつわる白狼伝説が再現されたほか、三朝温泉のお湯を使った鏡開きを行いました。また、この鏡開きを皮切りに、温泉街では8月10日までの毎週土曜日、夏祭りを開催いたしました。夜8時から10時まで、温泉本通り入口から薬師の湯までの約150メートル区間を歩行者天国にして行ったこの夏祭りには、既存店舗に加え、町内各地域や団体の皆さんなど22もの店舗が出店されたほか、温泉広場では郷土芸能やコンサートなどが行われましたが、射的などが楽しめる泉娯楽場に入場するために長い行列ができるなど、温泉街が大きなぎわいに包まれました。今後、三朝温泉開湯850年記念事業としてさまざまな事業を展開していくこととしておりますが、これを契機に官民一体となってソフト・ハードの両面から温泉街の再生に取り組み、三朝温泉をさらに盛り上げてまいりたいと考えております。

最後に、城陽市と三朝町との交流について御報告申し上げます。まず、三朝町・城陽市文化スポーツ交流事業を8月7日から3日間、三徳山や神倉において実施いたしました。城陽市からは小学生20名、引率者3名の計23名、また、三朝町からは小学生9名が参加し、投入堂への登山や小鹿溪雄淵での川遊び、また、神倉では弥六蛙のお話を聞いたり、保ヶ平の果樹園で梨狩りを体験するなど、三朝の自然に触れ合いながら交流を深めました。

また、三朝町・城陽市少年少女スポーツの架け橋事業を8月19日から2日間、町営三朝球場で開催いたしました。この事業は、スポーツ少年団の軟式野球競技を通じて三朝町と城陽市が民間レベルでの交流を深めることを目的として、NPO京都城陽ファイアバーズが企画され、城陽市教育委員会の支援を得て実現したものでございます。城陽市から指導者を含むスポーツ少年団野球部員32名、三朝町からは指導者を含む部員18名が参加し、野球教室や交流試合を行い友好を深めました。さらに、城陽市発祥のニュースポーツであるエコロベースの実技講習会を、8月24日、25日に三朝町スポーツ推進委員等15名を対象に開催いたしました。今回の講習会は、エコロベースの指導者養成を目的として実施したのですが、今後、城陽エコロベース協会の皆さんと連携を図りながら、本町での普及について検討してまいりたいと思っています。このように、姉妹都市である城陽市とは子どもたちの交流やスポーツ活動を通じた交流が活発に行われているところでありますが、今後もさまざまな分野において両市町の交流を進めてまいりたいと思います。以上、行政報告といたします。

日程第 5 陳情の委員会付託

○議長（牧田 武文君） 日程第 5、陳情の委員会付託を行います。

陳情第 14 号、少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元をはかるための、2014 年度政府予算に係る意見書採択を求める陳情、陳情第 17 号、消費税増税の凍結を求める陳情、この 2 件の陳情は総務教育常任委員会に付託いたします。

陳情第 15 号、「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書採択」に関する陳情、陳情第 16 号、年金 2.5%の削減中止を求める陳情、この 2 件の陳情は産業民生常任委員会に付託いたします。

日程第 6 議案第 55 号 から 日程第 27 議案第 76 号

○議長（牧田 武文君） お諮りいたします。議事の進行上、この際日程を変更して、日程第 6 から日程第 27 までの 22 件の議案を一括議題といたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧田 武文君） 御異議なしと認めます。よって、この際日程を変更して、日程第 6 から日程第 27 まで、すなわち議案第 55 号から議案第 76 号までの 22 件の議案を一括議題といたしたいと思ひます。

町長から提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田 秀光君） 今期定例会に提案いたしました平成 25 年度の補正予算案並びに平成 24 年度の決算の認定等 22 件の諸議案につきまして、その概要を御説明申し上げ、御理解を賜りたいと存じます。

まず、議案 55 号、平成 25 年度三朝町一般会計補正予算（第 4 号）について概要を申し上げます。今期補正予算では、本年度に予算措置しました事業の調整に係るものが主体でございますが、新たに予算措置したもの等、主な内容について御説明申し上げます。

初めに、総務費関係では、ふるさと健康むら整備事業費について、8 月の臨時会において工事請負契約の議決をいただきましたので、この工事に係る所要の額について予算化するとともに、横手一区の公民館改修に対し集落公民館等建設補助金を交付するため、補助要綱に基づき所要の額を計上したこと、また、役場庁舎を防災拠点として耐震改修を行うこととして進めてまいりました耐震診断の結果を受け、耐震判定委員会の判定を受けるための手数料について所要の額を計

上したものでございます。

民生費につきましては、平成24年度において交付を受けておりました国並びに県補助金の精算に基づき返還金が生じたので、所要の額を計上したものでございます。

農林水産業費並びに土木費につきましては、林道及び町道並びに生活道の修繕及び改良に要する費用について、それぞれの区分に応じて所要の額を計上したものでございます。

教育費につきましては、先ごろ発生しました落書き事件を受け、保護者の方から要望がありました防犯カメラの設置に係る費用を計上したこと、また、小学校、中学校のストーブの老朽化に伴う更新費用について、所要の額を計上したものでございます。

以上が今期補正予算の主な内容でございますが、補正予算の財源としましては、平成24年度からの繰越金、及びそれぞれの事務事業に係る国・県支出金の補正にあわせて地方債の変更を行ったところでございます。これらにより、今期補正予算におきましては、既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,908万3,000円を追加し、補正後の予算の総額を44億8,123万9,000円とするものでございます。

議案第56号、平成25年度三朝町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）及び議案第57号、平成25年度三朝町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、平成24年度に交付を受けました国庫支出金等の精算が確定し返還金が生じたので、財源となる繰越金の額の補正を行い、所要の額の予算措置を行ったものでございます。

議案第58号、平成25年度三朝町温泉配湯事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、平成24年度決算に基づき消費税の納付額が確定しましたので、財源となる繰越金の額の補正を行い、所要の額の予算措置を行ったものでございます。

議案第59号、平成25年度三朝町下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、下水道施設の維持管理用車両の更新のため所要の額を措置したこと、並びに平成24年度決算に基づく繰越金について、今後の事業会計の円滑な運営に備えるため新たに財政調整基金を設置することとし、所要の額を措置したものでございます。

議案第60号から議案第70号及び議案第72号の12件の議案につきましては、平成24年度の三朝町の各会計の決算について、それぞれ関係法の規定に基づき町の監査委員の審査を受けましたので、その意見を付して本議会の認定に付するものでございます。12の会計のうち2つの会計が赤字となっておりますが、分譲宅地造成事業特別会計につきましては、残る区画の売却を含めた赤字の解消について、引き続き努めてまいりたいと考えております。また、国民宿舎事業会計につきましては、収益勘定の利益向上に向け引き続き営業努力を行っていく所存でござい

ますので、御理解、御協力を賜りたいと存じます。

議案第 7 1 号、平成 2 4 年度三朝町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定につきましては、地方公営企業法に基づき、利益処分について議会の議決を経て、あわせて決算の承認を受けようとするものでございます。

なお、議案第 6 0 号から議案第 7 2 号までの決算の承認につきまして、平成 2 4 年度に取り組みました各種事務・事業等の実施状況とその成果を別途決算説明資料においても説明いたしておりますので、あわせてごらんいただき御理解を賜りたいと存じます。

次に、議案第 7 3 号、三朝町特別会計設置条例の一部改正につきましては、事務の簡素化と軽減を図るため、三朝町会計事務集中管理特別会計を廃止することとしたいので、所要の改正を行うものでございます。

議案第 7 4 号、三朝町基金条例の一部改正につきましては、三朝町下水道事業の安定的経営に資することを目的に財政調整基金を造成するため、所要の改正をしようとするものでございます。

議案第 7 5 号、三朝町税条例の一部改正につきましては、町民税寄附金税額控除の対象寄附金を定めるとともに、平成 2 5 年 3 月 3 0 日に公布された地方税法の一部を改正する法律の一部のものについて、地方税法施行令及び地方税法施行規則の一部が改正されたことに伴い、所要の改正をしようとするものでございます。

議案第 7 6 号、三朝町国民健康保険税条例の一部改正につきましては、平成 2 5 年 3 月 3 0 日に公布された地方税法の一部を改正する法律の一部のものについて、地方税法施行令及び地方税法施行規則の一部が改正されたことに伴い、所要の改正をしようとするものでございます。

以上、提案いたしました 2 2 件の議案について、その概要を御説明申し上げました。よろしく御審議の上、可決並びに認定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（牧田 武文君） ただいま議題となっております平成 2 4 年度三朝町一般会計歳入歳出決算、各会計の決算及び平成 2 4 年度財政健全化について、この際、監査委員からの決算審査の意見を求めることといたします。

和泉代表監査委員。

○代表監査委員（和泉 澤吉君） 監査報告を申し上げます。平成 2 4 年度の一般会計、特別会計及び公営企業会計の決算の審査の結果につきましては、別途お配りしております審査意見書で述べておりますとおり、歳入歳出決算書及びそれにかかわる関係調書等の計数におきましては、関係書類と照合した結果、誤りのないものと認められます。

その概要について若干申し上げます。

まず、一般会計についてでございますが、平成24年度の決算では歳入歳出ともに前年度に対して16%を超える大きな伸びとなっております。これの大きな要因の代表的なものとしたしましては、近年にない大型の公共投資となりましたみささこども園の整備事業でございます。

まず、歳入におきましては、歳入の一般財源の中心である町税及び地方交付税のうち、町税では固定資産税の減額により減収となったものの、その減額部分を地方交付税の増額分で補填されている状況でございます。その他の収入のうち、基金からの繰入金、町債の増加は先ほど申し上げましたみささこども園の整備に係る財源の増加のほか、県支出金において森林・林業・木材産業づくり交付金が必要な増加の要因となっております。

一方、歳出におきましては、何といたっても先ほど申し上げました総事業費6億3,100万円余りを投入して整備したみささこども園の整備事業でございます。

これらの収入、支出の決算の結果、実質収支額においては前年度より約2,400万円余り剰余金が増額となっており、連年にわたっての黒字決算となっております。

次に、財政の構造についてであります。まず、町債の発行と償還の状況についてであります。近年、公共事業の縮小のため町債の発行が少なかったことと、過去に発行した町債が順次償還が完了していることによりまして、元利償還金及び年度末現在額ともに減少をしてきておりましたが、平成24年度におきましてはみささこども園の整備に対して、4億4,720万円の過疎債を発行したことによりまして、この分が例年の発行額を上回ることとなり、平成24年度末の現在額は前年度末現在高を上回ることであります。

公債費比率、実質公債費比率、起債制限比率の3つの公債費に関する比率につきましては、順次改善されつつありますが、一層町債への発行の抑制に努めて公債費負担の軽減を図っていただきたいと考えておるものであります。

続いて、歳入における自主財源と依存財源の状況についてありますが、これにつきましては毎年度の決算の規模の大小によりましてそれぞれの額の違いはあるものの、その割合においてはここ数年大きな変化はございません。依存財源はその年度の国の政策、特に地方財政対策の動向なり町の予算での施策によって増減をいたしますが、自主財源は町税がその基幹でございます。財政運営を安定的に弾力的に行うには、自主財源が確実に確保されることが重要でありまして、その上で歳入における一般財源の額がより多いことがより重要であると言えます。

次に、歳出における性質別歳出と義務的経費の状況ですが、性質別歳出の状況では平成24年度決算上での大きな特徴の一つであります、みささこども園の整備事業に代表される普通建設事業費と災害復旧事業費が突出して伸びており、ついで社会保障関係費を含む扶助費と国民

宿舍事業への貸し付けを振りかえたことによる貸付金が増加したことのほかは横ばい、または減少している状況にあります。

義務的経費の状況では、先ほど述べました扶助費のほかは全体の決算規模が大きく伸びている状況の中で減額になっておりまして、歳出全体に占める割合も前年度より10%以上の減少となっておりますが、それに充当された一般財源の額は逆に若干ながら増額しており、その割合も2.1ポイント高くなっており、このことにつきまして注意が必要であります。

次に、経常収支の状況についてであります。経常的収支の状況をはかる上では、経常的な収入額、支出額もさることながら、それに占める一般財源の額が重要であります。平成24年度の状況は、経常的な収入の一般財源は町税が減収になったことにより減額となっておりますが、一方、経常的な支出において、人件費及び公債費に充当された一般財源の額が収入の一般財源の減額分を上回って減額になっていることから、経常収支比率は0.2ポイント下がることとなっております。経常収支比率はその団体の財政構造をはかる上で最も重要視される指標でありまして、その比率が低ければ低いほど財政運営が弾力的になし得るものでありまして、近年わずかずつではありますが年々改善されつつあります。しかしながら、85%台の比率は決して低いものではなく喜ばしい比率ではありません。さらなる改善に向けた財政運営を望むものであります。

続いて、特別会計について申し上げます。国民健康保険事業特別会計にあっては、医療保険給付費の動向がその会計を大きく左右するものでありますが、平成24年度の状況は、療養諸費、高額療養費ともに最近年度の比、かなり減少しておりまして、被保険者の減少もございしますのでその分の減少は自然減として考えられるものの、被保険者1人当たりの給付費において減少していることは、傾向としては結構なことであると言うべきでありましょう。

一方、この会計での一般財源でもある国民健康保険税の状況は、必ずしも好ましいものではありません。調定額及び収入額ともに減少の傾向にあります。これは、被保険者の減少ということもございしますが、一方でその徴収率は年々、若干ながら改善しつつありますが、この保険税の問題についても課題であると言えます。国民健康保険事業は町民の医療を守るという社会保障の重要な事業であります。一層の健全な事業運営を望むものであります。

後期高齢者医療事業特別会計及び介護保険事業特別会計につきましては、両方とも給付費等に順次年々伸びておりまして、歳入歳出の状況は収支均衡が維持されておりますが、今後も高齢化の進行に伴い対象者の増加も予測され、年々経費の増大が見込まれる状況にございます。

簡易水道事業特別会計、下水道事業特別会計及び集落排水処理事業特別会計につきましては、全体の業務に大きな変化はないものの、一般会計からの繰入金を財源にしながらも収支均衡が図

られている状況でございます。

温泉配湯事業におきましては、近年、全体の規模が縮小傾向にあります。

分譲宅地造成事業特別会計におきましては、町長の提案説明の中にもございましたが、未処理区画の処理を進めるための手だてを講ずる必要があると考えます。

次に、公営企業会計について申し上げます。まず、水道事業会計におきまして、資本的収支において国民宿舎事業に貸し付けていた9,200万円の返還を受け入れたことにより、資本的収入が資本的支出を上回るという決算になっております。近年にはこういった決算の状況は例がありません。

国民宿舎事業会計であります。収益的収支において連年にわたって収入不足となっておりまして、前年度では減価償却費の大幅な減少により収入不足額が減少したものの、平成24年度の決算は増額に転じております。この要因は宿泊者数、休憩者数がともに減りまして、これに伴って基幹収入である利用料収入及び売店収入が、この2つの収入額が収入不足額の増額分以上に減少しているところにあります。今まで以上に利用客の増加に向けた努力が重要であります。

基金等の管理とその運用状況及び財産調書について申し上げます。各基金の状況、財産の現状及び有価証券並びに投資による権利などについて、管理台帳など関係書類に基づいて1件ごとに確認し、財産調書に誤りなく記載されていることを確認いたしました。

最後に、平成24年度決算の財政の健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の審査結果について申し上げます。健全化判断比率及び資金不足比率とその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも誤りなく作成されているものと認められます。各指標の算定結果につきましては、どの算定項目とも法に規定する基準を下回っておりまして、この法に定める財政の健全性は維持されていると言えましょう。法適用公営企業のうち、国民宿舎事業において営業収支の悪化により流動負債が増加したことにより、資金不足比率は2.9ポイント上昇し、経営健全化基準を下回ってはいるものの、このまま上昇を続けることは避けなければなりません。

以上で、平成24年度の一般会計及び特別会計並びに公営企業会計の歳入歳出決算についての審査と、あわせて財政健全化比率の審査についての結果の報告とさせていただきます。なお、詳細につきましては、別冊の審査意見書をごらんいただきたいと思います。以上です。

○議長（牧田 武文君） 続きまして、議案の順序により細部説明を求めます。

議案第55号について、大村財務課長。

○財務課長（大村 哲也君） 議案第55号、平成25年度三朝町一般会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

議案書の１１ページをごらんいただきたいと思います。今期補正予算では歳入歳出にそれぞれ１億４，９０８万３，０００円を追加いたしまして、歳入歳出それぞれ４４億８，１２３万９，０００円とし、あわせて地方債の追加並びに増額補正を行うもので、歳入歳出の補正額につきましてはそれぞれ議案書の１３ページ、１４ページに掲げておりますのでごらんいただきたいと思います。

地方債の補正につきましては、１５ページをごらんいただきたいと思います。地方債の追加としておりますのは、災害復旧事業債につきまして現年発生 of 土木災害復旧工事費の財源とする地方債を新たに発行しようとするものでございます。変更としておりますもののうち、過疎対策事業債につきましては、ふるさと健康むら整備工事費の財源として新たに項目を加え、増額補正を行うものでございます。また、災害復旧事業債の農林水産施設災害復旧事業につきましては、事業費の増加に伴い、起債額を補正しようとするものでございます。

１６ページ、１７ページには、今期補正予算の歳入歳出の事項別明細書を記載しておりますのでごらんいただきたいと思います。

歳出につきましては、２１ページから記載しておりますのでごらんいただきたいと思います。

初めに、２１ページの企画費、提案説明にもありましたが、ふるさと健康むら整備事業費につきましては、債務負担行為に基づき進めてまいりました整備工事について、８月議会において契約の議決をいただき本契約に移行しましたので、これの工事請負金額を計上したものでございます。

続いての、民生費、社会福祉総務費の障害児・者補装具給付事業につきましては、障害者の方々の自立のための補装具の購入費の支援を行うこととしまして、申請に基づき所要の額を増額補正するものでございます。

はぐっていただきまして、２２ページ上の保育所費につきましては、みさきこども園の入園児の実態に応じまして、障害児保育費とこども園運営費の組み替えを行うものでございます。

農林水産業費、農業振興費の鳥獣被害総合対策事業費補助金につきましては、猟銃を使用する有害鳥獣捕獲事業者の技術向上と安全な捕獲活動を推進するための費用の助成について、県射撃環境改善事業補助金の交付を受けて所要の額を措置するものでございます。

２３ページ、土木費、道路新設改良費の集落生活道路整備事業補助金につきましては、集落が事業主体として実施されます集落内生活道の崩落防止工事の工事費補助について、集落活性化補助金交付要綱に基づき所要の額を措置するものでございます。

教育費、小学校費、学校管理費の小学校施設管理特別経費につきましては、老朽化から排気機

能が低下しまして、CO₂濃度が基準値を超える石油暖房機について、児童の学習環境を整えるため更新を行うこととして、所要の額を措置するものでございます。

24ページをはぐっていただきまして、同じく教育費、中学校費、学校管理費の中学校施設管理特別経費につきましては、小学校の石油暖房費の更新と同じく、老朽化した石油暖房機の更新を行うこと、及び、提案説明にもありましたが、先般発生しました中学校における落書き事案の抑止対策、また、防犯対策として防犯カメラを新たに設置することとし、所要の額を措置するものでございます。

24ページ中ほどから、災害復旧費につきましては、7月豪雨による被害の復旧のため、農道の路肩崩壊対策、河床復旧工事をそれぞれ実施することとしまして、所要の額を計上したものでございます。

25ページの諸支出金、基金費の補正につきましては、平成24年度決算に基づきます繰越金をもとに、今期補正予算の財源としました残余について、財政調整基金、並びに公共施設営繕基金に積み立てまして、今後の財政運営に備えることとするものでございます。

以上、平成25年度三朝町一般会計補正予算（第4号）の細部説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（牧田 武文君） 次に議案第56号、議案第57号について、前田健康福祉課長。

○健康福祉課長（前田 敦子君） 議案第56号、平成25年度三朝町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

議案書29ページでございます。今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,744万1,000円を追加しまして、総額をそれぞれ8億6,564万1,000円とするものでございます。前年度実績の確定に伴いまして、36ページ、歳出におきまして国庫支出金等精算返納金の増額をお願いし、その財源として繰越金を増額し、基金繰入金を減額補正をお願いしております。以上、平成25年度三朝町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の細部説明でございます。

続きまして、議案第57号、平成25年度三朝町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

議案書39ページでございます。今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,641万9,000円を追加しまして、総額を9億4,261万9,000円とするものでございます。平成24年度の国、県、支払い基金への返還金が確定しましたので、諸支出金を増額、財政調整基金積立金を418万1,000円増額補正でございます。歳入につきましては、繰越金を増額し、財政調整基金繰入金は800万円の減額をお願いしております。以上、平成25年度三朝町介護保険事業

特別会計補正予算（第１号）の細部説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（牧田 武文君） 次に、議案第５８号、議案第５９号について、早苗建設水道課長。

○建設水道課長（早苗 睦巳君） 議案第５８号、平成２５年度三朝町温泉配湯事業特別会計補正予算（第１号）について御説明を申し上げます。

議案書４９ページをごらんいただきたいと思います。今期補正予算では、歳入歳出にそれぞれ１１０万１，０００円を追加し、歳入歳出それぞれ２，５２０万１，０００円とするものがございます。

５５、５６ページをごらんいただきたいと思います。補正の内容につきましては、平成２４年度決算に基づきまして消費税の納付額が確定いたしましたので、所要の額を措置したこと及び、平成２４年度の決算に基づきまして繰越金の額が増額となりましたので、財政調整基金繰入金の額を減額いたしまして、あわせて基金積立金を増額するものがございます。以上が平成２５年度三朝町温泉配湯事業特別会計補正予算（第１号）の説明でございます。よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第５９号、平成２５年度三朝町下水道事業特別会計補正予算（第１号）について御説明を申し上げます。

議案書５９ページをごらんいただきたいと思います。今期補正予算では、歳入歳出にそれぞれ１６６万５，０００円を追加し、歳入歳出それぞれ３億２，７３６万５，０００円とするものがございます。

６５、６６ページをごらんいただきたいと思います。補正の内容につきましては、下水道管理車両の更新のため所要の額を措置したことと、及び平成２４年度の決算に基づきまして繰越金が発生しましたので、今後の事業会計の運営に備えるために新たに財政調整基金に積み立てするものがございます。以上が平成２５年度三朝町下水道事業特別会計補正予算（第１号）の説明でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（牧田 武文君） 議案第６０号について、大村財務課長。

○財務課長（大村 哲也君） 議案第６０号、平成２４年度三朝町一般会計歳入歳出決算の認定について、決算説明資料をもとに説明させていただきたいと思いますのでごらんいただきたいと思います。

決算説明資料の１ページに、全ての会計の決算概況を掲げております。この上の段に一般会計の状況を掲げておりますが、平成２４年度、現年度の歳入歳出につきましては、歳入が約５１億

3, 550万円、歳出が約50億6, 760万円で、差し引きが6, 780万円となっております。平成23年度からの繰越明許によります会計では、歳入が1億2, 270万円、歳出が約1億1, 870万円で、歳入歳出差し引きは約400万円となっております。

2ページをごらんいただきたいと思います。ページの左側に平成24年度決算における実質収支等の状況をまとめておりますが、平成24年度への繰越明許によります繰越額を加味いたしました歳入歳出差し引き約7, 180万円から、平成25年度への繰越明許費のための繰り越すべき財源約200万円を差し引きますと、実質収支が約6, 970万円の黒字決算となっておりますところでございます。なお、平成23年度からの純繰越金が4, 570万円ございましたので、平成24年度の単年度だけの収支では約2, 400万円の黒字となっておりますが、これにさらに財政調整基金の積立金を加えた実質単年度収支では、約1億540万円の黒字となっておりますところでございます。

2ページの右側をごらんいただきたいと思います。この表は、決算に伴います諸指標を掲げておりますが、まず、経常的収入一般財源でございます。経常的収入一般財源でございますが、収入サイドから見ました財源の主なものとしましては、資料の3ページの(1)の町税から(11)の地方交付税のうち普通交付税、それと町債のうちの臨時財政対策債となっております。前年度に対して約2, 800万円の減となっております。この理由としましては、普通交付税は増額となっておりますが、町税の減収及び、一般財源として区分します臨時財政対策債、並びに前年度からの繰越金が減額となったことによるものでございます。

次に、経常的支出一般財源、歳出における一般財源の額でございますが、対前年比で約3, 080万円の減となっております。この経常的収入の一般財源と経常的支出の一般財源により算出されますのが3行目の経常収支比率でございます。本年度決算では、85.4ポイント、前年度に比べまして0.2ポイント改善しております。その下に公債費比率を掲げております。公債費に充当した一般財源が三朝町の財政規模に占める割合を言うもので、決算では11.6ポイント、前年度に対して1.7ポイント改善されております。起債制限比率につきましては、従来、地方債の発行を制限するときに使用していた数値なんですが、3カ年平均では8.6ポイントとなっております。前年に対して1.4ポイント改善されております。

2ページ下の表が、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令に基づき、健全化の判断基準となる速報値を記載しておりますところでございます。これらの比率は、その団体の一般財源の標準的な規模を示す標準財政規模の額に対してどうなのかという比率であります。実質赤字比率は一般会計とそれに準ずる分譲宅地造成事業会計による赤字額の比率をあらわし、連結実質赤

字比率では全ての会計による黒字額、赤字額を合算してあらわす数値でありまして、マイナス表示は黒字であることをあらわしております。

実質公債費比率では、一般会計の公債費と特別会計への繰出金、一部事務組合への負担金等のうち実質的な公債費と認められるものを合算して比率を出しております、前年度と比較しまして2.1ポイント改善しておるところでございます。

将来負担比率は、町の一般会計が今後負担することになっている実質的な額を把握しまして、この将来負担額からの負債の償還に充てることができる基金等を控除した額の比率をあらわしております。この数値につきましても、前年度と比較しまして0.6ポイント改善しているところでございます。

資金不足比率につきましては、公営企業会計における実質単年度の資金不足額が企業の事業規模に対して比率をあらわしております。

平成24年度決算から見たそれぞれの数値ですが、実質赤字比率から公営企業資金不足比率までの5つの数値は、いずれも早期健全化比率をクリアしているところでございますが、公営企業資金不足比率につきましては、前年度比で2.9ポイント増加している状況にあります。

次に、3ページに歳入歳出決算のそれぞれの款ごとの決算額と特定財源、一般財源の区分、それぞれ構成比を掲げております。この中で、1款の町税、13款、14款の分担金及び負担金、使用料及び手数料、それから、17款から21款までの財産収入から諸収入までのものを合わせたものをいわゆる自主財源と言っておりますが、これをトータルしますと約12億8,460万円ございまして、歳入総額に占める割合、いわゆる自主財源比率は約24.4%、前年度対比で1.2ポイントの増となっておりますところでございます。

次に、4ページ、5ページにそれぞれ歳出につきまして掲げておりますが、4ページでは款ごとの決算額とその財源構成、それから決算額と一般財源の構成を掲げております。

5ページでは、決算の状況を性質的に分類しまして、その財源構成及び構成比を掲げております。あわせてごらんいただきたいと思います、この表の中で、1のPersonnel費、それから4の扶助費、8の公債費、これを合わせたものを義務的経費と言っております。これらの合計額が約19億4,180万円で、歳入総額に占める割合が義務的経費比率となるわけですが、37.4%となっております、前年度と比較しますと約4,350万円の減となっておりますところでございます。

続きまして、6ページ、積立金現在高の状況をごらんいただきたいと思います。上半分に記載していますのが、一般会計で持っております積立金の現在高で、平成24年度決算では約17億

7, 200万円、前年度に対しまして約2億3,800万円の増額となっております。

続いての7ページ、地方債現在高の状況をごらんいただきたいと思います。ここには、一般会計の地方債の年度末残高を比較して掲げておりますが、平成24年度末の現在高は約41億5,100万円、平成23年度に比較しますと約2億450万円の増加となっておりますが、今年度に借入れを行いました主な起債は過疎対策事業債でありまして、起債の現在高は増加しておりますが、有利な起債であることから、実質公債費比率につきましては減少しておるところでございます。

また、特別会計・企業会計の地方債現在高の状況を次ページに載せておりますが、平成23年度に比較しまして約2億7,840万円の減となっております。順調に起債の償還が進んでいるところでございます。

以上、平成24年度一般会計決算につきまして全体的な概要について申し上げました。なお、歳入歳出決算の明細につきましては、決算書のほうで9ページから順次掲げております。また、主な事業の取り組みにつきましては、決算説明資料の9ページから順次、各課ごとにまとめておりますので、ご確認いただきたいと思います。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（牧田 武文君） しばらく休憩をいたします。再開を11時10分。

午前11時00分休憩

午前11時08分再開

○議長（牧田 武文君） 再開いたします。

次に、議案第61号から議案第63号までについて、前田健康福祉課長。

○健康福祉課長（前田 敦子君） 議案第61号、平成24年度三朝町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

決算書に基づき説明をさせていただきます。決算書の2ページ、収入済み額の合計は8億4,074万2,422円でございます。歳出の支出済み額の合計は、4ページ、8億1,002万1,442円、歳入歳出差し引き残額は5ページ、3,072万980円でございます。

歳入の内訳につきましては7ページから記載をさせていただきます。国民健康保険税は1億4,590万2,143円でございます。

歳出につきましては、決算書15ページ、保険給付費につきまして5億5,301万4,025円でございます。前年度より減少をしております。

決算説明資料の１８２ページから１８５ページにその状況を載せております。以上が平成２４年度国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の細部説明でございました。

次に、議案第６２号、平成２４年度三朝町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

同じく決算書でございます。決算書１ページから４ページでございますが、収入済み額８，１３３万９，０６１円に對しまして、支出済み額は８，０５２万８，３６１円で、歳入歳出差し引き残額は８１万７００円でございます。

決算書５ページでございますが、歳入のうち後期高齢者医療保険料の収入済み額は４，８１４万２，８００円ございました。５款の繰入金でございますが、低所得者保険料軽減額相当額などについての一般会計からの繰入金でございます。

歳出は９ページでございますが、そのほとんどを占める後期高齢者医療広域連合納付金を支出しております。

以上、平成２４年度三朝町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の細部説明でございます。

続きまして、議案第６３号、平成２４年度三朝町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明をさせていただきます。

決算書１から４ページ、決算説明資料は１８９ページからでございます。平成２４年度のこの会計の収入済み額は９億１，４１３万３，７９７円、支出済み額は８億８，４８３万６，７９２円で、歳入歳出差し引き残額は２，９２９万７，００５円でございます。

歳入は５ページでございますが、介護保険料の収入済み額は１億４，７７６万８，５６０円でございます。このほか、国庫支出金、支払い基金交付金、県支出金、一般会計からの繰入金など、それぞれ負担割合により収入いたしております。

決算書１１ページ以降に歳出の内訳を記載しております。このうち保険給付費としまして８億３，１３３万９，８３５円を支出しております。

１６ページでございますが、介護保険財政調整基金積立金１，６００万円は、介護保険特別会計の年度間の財源の調整を図り、健全な運営を図るために積み立てたものでございます。

決算説明資料は１９０ページから給付状況について記載してございます。

以上、平成２４年度三朝町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の細部説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（牧田 武文君） 次に、議案第６４号から議案第６７号までについて、早苗建設水道課長。

○建設水道課長（早苗 睦巳君） 議案第６４号、平成２４年度三朝町簡易水道事業特別会計歳入

歳出決算の認定について御説明をさせていただきます。決算説明資料は195ページに記載しております。

決算書2ページでございます。歳入の合計は3,126万6,715円でございます。

歳出ですが、4ページでございます。歳出の合計は3,042万30円を支出しておりまして、歳入歳出差し引き84万6,685円の繰越金となっております。

5ページからが歳入の明細でございます。歳入の主なものといたしましては、給水使用料及び繰入金、町債でございます。

7ページからが歳出の明細でございます。簡易水道管理費のうち一般経費では、町内の簡易水道施設等36施設の維持管理を行いました。また、施設の改良といたしまして高橋地区の老朽管の更新を行っております。

以上が平成24年度三朝町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての説明でございます。よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第65号、平成24年度三朝町温泉配湯事業特別会計歳入歳出決算の認定についての御説明をさせていただきます。決算説明資料でいきますと197ページです。

決算書の2ページをごらんいただきたいと思います。歳入の合計といたしまして2,322万2,894円でございます。

続きまして4ページを見ていただきたいと思います。歳出の合計は2,109万5,800円を支出しておりまして、歳入歳出差し引きまして212万7,094円の繰越金となっております。

5ページからが歳入の明細でございます。歳入の主なものといたしまして、配湯使用料でございます。

次に、7ページからが歳出となっております。主に温泉配湯施設の維持管理及び借入金の償還を行ったものでございます。

以上が平成24年度三朝町温泉配湯事業特別会計歳入歳出決算の認定についての御説明でございます。

続きまして、議案第66号、平成24年度三朝町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明をさせていただきます。決算説明資料でいきますと199ページに記載しております。

決算書の2ページでございます。歳入の合計は3億1,664万9,002円でございます。

4ページでございます。歳出の合計が3億1,497万7,550円を支出しております。歳入歳出差し引きまして167万1,452円の繰越金となっております。

5 ページが歳入の明細でございます。主なものといたしまして、下水道使用料、それと一般会計からの繰入金及び町債が主なものとなっております。

9 ページからが歳出の明細となっております。施設管理費といたしまして流域下水道維持管理負担金、それから施設の維持修繕等維持管理費といたしまして支出しております。建設改良費では、天神川流域下水道事業の改良に要した経費を支出しております。

以上が平成 24 年度三朝町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての御説明でございます。

続きまして、議案第 67 号、平成 24 年度三朝町集落排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定についての御説明をさせていただきます。決算説明資料でいきますと 203 ページから記載しております。

決算書の 2 ページでございます。歳入の合計が 1 億 832 万 1,905 円ということでございます。

4 ページをごらんいただきたいと思います。歳出の合計は 1 億 832 万 1,905 円を支出しております。歳入歳出同額としております。

5 ページが歳入の明細でございます。歳入の内訳といたしましては、施設の使用料及び県支出金、及び一般会計からの繰入金ということでございます。

7 ページからが歳出の明細でございます。歳出の主なものといたしまして、農業集落排水処理施設等の維持管理経費及び施設の長寿命化計画の策定費、それと過年度事業の償還金を支出しております。

以上が平成 24 年度三朝町集落排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定についての御説明でございます。以上、よろしくお願いいたします。

○議長（牧田 武文君） 次に、議案第 68 号について、小椋町民課長。

○町民課長（小椋 泰志君） 議案第 68 号、平成 24 年度三朝町分譲宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明いたします。

この会計は、町営山田墓地の貸し付けに関する会計でございます。決算書 1 ページ、2 ページ、歳入につきましては、平成 24 年度の収入済み額、墓地貸し付け収入、4 区画分の 164 万 8,000 円でございます。

歳出につきましては、3 ページ、4 ページです。支出済み額は前年度繰り上げ充用金 959 万 5,454 円でございます。歳入歳出差し引き 794 万 7,454 円の歳入不足となっております。これにつきましては、翌年度繰り上げ充用をしております。平成 16 年に造成いたしました

５８区画のうち、平成２４年度末現在、３７区画の貸し付けとなっております。引き続き貸し付けの区画の増加に努めてまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（牧田 武文君） 議案第６９号、議案第７０号について、大村財務課長。

○財務課長（大村 哲也君） 議案第６９号、平成２４年度三朝町会計事務集中管理特別会計歳入歳出決算について御説明申し上げます。

この会計は、一般会計から国民宿舎事業会計までの全ての会計の公債費の償還、並びに国民宿舎事業会計を除く会計の常勤の特別職及び一般職員の人件費の支払いをこの会計で集中して行っておるものでございます。その財源は各会計からの振りかえ収入でありまして、平成２４年度の決算額は、歳入歳出とも１８億９６８万３，４１１円となっております。

続きまして、議案第７０号、平成２４年度三朝町財産区特別会計歳入歳出決算について御説明申し上げます。

決算説明資料の１ページの下の方に、財産区会計として各財産区ごとにまとめておりますのでごらんいただきたいと思いますが、各財産区とも管理会を中心に基本的な管理経費が執行されてそれぞれ黒字決算となっております。なお、いずれの財産区ともそれぞれ基本財産の処分及び搬出間伐等がありまして、その財産処分金を土地使用収益権者交付金として関係集落に交付されております。

また、財産区の積立基金の状況につきましては、決算説明資料の６ページの下の方にそれぞれの財産区の基金残高について記載しておりますので御確認いただければと思います。

以上、議案の細部説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（牧田 武文君） 次に、議案第７１号について、早苗建設水道課長。

○建設水道課長（早苗 睦巳君） 議案第７１号、平成２４年度三朝町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定につきまして御説明をいたします。決算説明資料でいきますと２０７ページから記載しております。

決算報告書の１０ページに記載しております平成２４年度水道事業の総括でございますが、給水量につきましては、全体的に使用水量の減少によりまして給水量・料金収入とも前年を下回っており、全体としての事業収益は前年に比べ減収となりましたが、事業費用につきまして経費の削減等に努めたことによりまして、当年度の純利益といたしましては前年と同様の額となっております。

決算報告書の３ページ、４ページでございます。水道事業損益計算書に記載しておりますとおり、平成２４年度におきましては３６８万７，８９７円の経常利益となりました。この利益剰余

金 3 6 8 万 7, 8 9 7 円の処分につきましては、5 ページ、6 ページに記載しておりますとおり、昨年度の未処分利益剰余金 3 4 5 万 2, 2 4 5 円と合わせまして、7 1 4 万 1 4 2 円を利益積立金に積み立てたいと今議会に提案するものでございます。

決算報告書 2 ページの下段に記載しておりますが、資本的収入支出の差引額 5, 0 9 3 万 1, 1 0 2 円の剰余金となりますが、長期貸付金収入の 9, 2 0 0 万円につきましては、長期貸付金の返済に充当するということになるため、これらを差し引きました 4, 1 0 6 万 8, 8 9 8 円につきましては、過年度分損益勘定留保資金をもって充当しておるところでございます。

以上が平成 2 4 年度三朝町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についての御説明でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（牧田 武文君） 次に、議案第 7 2 号について、知久馬国民宿舎事業管理者。

○国民宿舎事業管理者（知久馬孝紀君） 議案第 7 2 号、平成 2 4 年度三朝町国民宿舎事業決算の認定について説明申し上げます。

決算書の 8 ページをごらんください。平成 2 4 年度は、町営施設として町民、地域、及び利用者に愛される事業展開を図り、全従業員が目標達成に向けて努力、推進をまいりましたが、三朝温泉同様、長引く景気の低迷、ライフスタイルの変化、また 8 月、9 月の猛暑に伴い休憩ツアーの大幅な減少となり、休憩利用者は前年度対比 8, 2 6 0 人の減少となっております。宿泊者においては、団体企画、湯治企画宿泊ツアー、湯治宿泊企画が好評を得て 4 月から 1 2 月にかけて順調に集客できたものの、1 月から 3 月にかけて伸び悩み、特に宿泊団体客が相次いでキャンセルとなり、前年対比で 1, 1 9 8 人の減少となっております。結婚式においては、オリジナル特別企画を設定し集客を図ったものの、簡素的婚姻傾向の影響もあって、前年対比で 1 組の減少となっております。

平成 2 4 年度の決算概要は、利用者総数 6 万 1, 8 8 8 人、内訳は、宿泊 1 万 9, 2 9 0 人、休憩 4 万 2, 5 9 8 人、結婚式 1 4 組で、事業収益は 2 億 6, 7 1 9 万 6, 0 0 0 円、事業費用は 3 億 2, 8 7 2 万 4, 0 0 0 円で、差し引き 6, 1 5 2 万 8, 0 0 0 円の損失で、前年と比較しますと 1, 0 8 1 万 4, 0 0 0 円の減となっております。

決算書の 2 ページに戻っていただきたいと思います。資本的収支の資本的収入は 1 億 4, 3 6 4 万 4, 0 0 0 円で、内訳は、出資金 5, 6 6 7 万 4, 0 0 0 円、他会計借入金 8, 6 9 7 万円。資本的支出は 1 億 5, 7 1 5 万 5, 0 0 0 円、内訳は、建設改良費 1, 1 9 7 万円、企業債償還金 4, 7 0 9 万円、長期借入金償還金 6 0 5 万 5, 0 0 0 円、他会計借入金償還金 9, 2 0 0 万円ですが、不足財源の 1, 3 4 7 万 1, 0 0 0 円は一時借入金で措置しております。

決算書の13ページをごらんいただきたいと思います。企業債及び他会計借入金は、平成25年3月31日現在で、企業債残高6億8,280万5,000円、一時借入金が2億8,000万円、他会計借入金が2億2,500万円、もう一つの他会計借入金が1,197万円、長期借入金が8,779万7,500円となっております。

また、資金不足比率については、審査意見でもありましたが14.7となっており、23年度より2.9ポイント悪化しております。決算審査意見書にもありますように、事業収益の減少により資金不足の傾向が続いており、一層の経営改善に向けた努力が必要であると思っております。当館の運営につきましては、平成21年度から町からの出資をいただいて、経営改善を図るため頑張っております。今後とも議員皆様の一層の御指導、御援助をいただきますようお願い申し上げます。説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（牧田 武文君） 次に、議案第73号について、大村財務課長。

○財務課長（大村 哲也君） 議案第73号、三朝町特別会計設置条例の一部改正について御説明申し上げます。

議案書をごらんいただきたいと思います。今回の改正につきましては、特別会計設置条例の一部改正についてお願いしようとするものでございます。三朝町会計事務集中管理特別会計につきまして、平成24年度をもってその会計を終了することとし、平成25年度からこの会計を閉じております。ついては、この会計を閉じることとして今定例会の議決をいただきたいと思いますのでございます。以上で細部説明とさせていただきます。

○議長（牧田 武文君） 議案第74号について、早苗建設水道課長。

○建設水道課長（早苗 睦巳君） 議案第74号、三朝町基金条例の一部改正について御説明を申し上げます。

議案書95ページ及び100ページをごらんいただきたいと思います。平成24年度三朝町下水道事業特別会計の決算に基づきまして、繰越金が発生したことに伴いまして、今後の三朝町下水道事業会計の運営等に備えるために新たに三朝町下水道事業財政調整基金を設置するというものでございます。以上が三朝町基金条例の一部改正の説明でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（牧田 武文君） 議案第75号について、石原税務課長。

○税務課長（石原 伸二君） 議案第75号、三朝町税条例の一部改正について御説明申し上げます。議案書103ページをごらんください。

1点目は、町民税の寄附金税額控除におきまして、鳥取県税条例の一部が改正され、平成25

年４月１日施行されたことに伴い改正しようとするものでございます。個人町民税の寄附金税額控除につきまして、県内で知事または県教育委員会から許可を受けた公益財団法人等への住民の福祉の増進に寄与する寄附金について、個人県民税と同様に寄附金税額控除が適用されるよう一部改正しようとするものでございます。

次に、地方税法等の一部改正につきまして、主なものとしまして、公的年金に係る町民税の特別徴収されている方が賦課期日後に転出等された場合、現在普通徴収に変更していますが、特別徴収が継続されるものでございます。また、年金所得に係る仮特別徴収税額の平準化をしようとするものでございます。そのほか、所要の改正等を行うものでございます。

以上が三朝町税条例の一部改正の概要でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（牧田 武文君） 次に、議案第７６号について、前田健康福祉課長。

○健康福祉課長（前田 敦子君） 議案第７６号、三朝町国民健康保険税条例の一部改正について御説明をさせていただきます。議案書１３１ページからでございます。

地方税法の一部を改正する法律が平成２５年３月３０日に公布され、政令及び省令の一部改正が６月１２日にそれぞれ公布されたことに伴いまして、これを引用する三朝町国民健康保険税条例の附則について一部改正をお願いするものでございます。なお、この条例の施行日は平成２９年１月１日でございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（牧田 武文君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

あすの本会議は１０時から一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。御苦労さんでございました。

午前１１時３５分散会
